令和９年度　支給認定申請・保育所等利用申込ガイド

令和９年度の認可保育所及び認定こども園の利用申し込みの一斉受付を実施します。利用を希望される方は下記事項をご確認のうえお申し込み下さい。（保護者の住所地に申込書を提出する必要があります。）

山都町へ転入予定の方は、転入してくることがわかる書類を添付することで申し込みができます。

《受付期限》　令和９年２月１日（月）

（土・日、祝日は除く）午前８時３０分～午後５時まで

《受付場所》　健康福祉課、各支所住民福祉係

※　期限後も入所申込の受付は随時行いますが、上記期限までに申し込まれた方から決定を行います。

入所対象児

保育所等に入所できる児童は、教育認定（１号認定）又は保育の必要性の認定（２号・３号認定）を受ける児童となります。保育の必要性の認定は、利用申込とあわせて受付します。（書類は同じものになります。）必要性の認定基準は以下のとおりです。

【必要性の認定基準】

①就労…家庭外、家庭内及び時間帯を問わず就労しており、家庭で保育ができない場合。
②妊娠・出産…妊娠期や出産の前後に保育ができない場合。
③疾病・障がい…疾病や障がいにより保育ができない場合。
④介護・看護…同居又は入院している親族の介護・看護をするため保育ができない場合。
⑤災害復旧…火災や風水害などにより災害の復旧にあたっている場合。
⑥求職活動…求職活動により保育ができない場合（開業準備を含む）。
⑦虐待・DV…家庭内での虐待やDVにより、保育ができない場合。
⑧就学…学校や職業訓練等により保育ができない場合。
⑨その他…①～⑧の他、保育所等での保育が必要と認められる場合。

また、保育の必要性の認定が認められる場合には、さらに保育の必要量（施設の利用可能な時間）について、その就労時間等などに応じて、**「保育標準時間」、「保育短時間」**の２区分に認定します。

支給認定申請及び施設利用申込手続に必要なもの

１　施設型給付・特定地域型給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書

２　承諾（誓約）書

３　食物アレルギー調査票

４　保育の必要性を証明する書類
※詳しくは、保護者等の状況に応じて下記の一覧をご確認ください。

保護者等の状況	提出書類	備考
お勤めの人 お勤め予定の人	就労証明書 就労（予定）証明書	就労・就労予定証明書は勤務先に記入してもらってください。
農業・自営業の人	家庭状況証明書	家庭状況証明書はお住まいの地区の民生委員の人から証明してもらってください。
出産（予定）の人	母子手帳	母子手帳の表紙と出産（予定）日のページの写しが必要です。
病気の人	診断書（様式有）等	児童の保育ができない旨の記入が必要です。
障がい等をお持ちの人	障害者手帳・療育手帳（精神障害者福祉手帳）の写し	現在も有効なものをお持ちください。
家族の看護・介護	診断書・障害者手帳・家庭状況証明書等	看護や介護が必要であることがわかるものをお持ちください。
求職活動 （起業準備含む）	求職活動申立書	
就学されている人	在学証明書等	在学期間や就学時間がわかるもの

※　上記１～４の書類については、健康福祉課（各支所住民福祉係）で受け取るか、町ホームページよりダウンロードして取得してください。

支給認定の結果について

支給認定申請に対する結果につきましては、一斉受付期間の支給認定申請分に関しては、４月からの施設利用希望者分は３月上旬から通知し、５月以降の施設利用希望者分は、随時、通知する予定です。

なお、入所希望者が定員を超える場合には、別紙「保育所入所に関する取扱いについて（令和９年度）」に従い優先順位の高い人から順に入所を決定します。

保育料・副食費について

・保育料は、別紙「令和９年度保育料」をご覧ください。
・保育料については、９月に切り替えを行います。８月までは令和８年度市町村民税、９月以降は令和９年度市町村民税を反映することになります。
・保育所等の保育料の判定は、基本的に利用児童の保護者の市町村民税額で判定しますが、父母の収入額、就労状況、世帯の状況によっては、同居の祖父母等の税額を合算する場合があります。
・令和元年１０月より幼児教育・保育の無償化が実施され、３歳児（４月１日現在の年齢）から５歳児までの児童は、食材料費を除く保育料が無料となりました。また、０歳児から２歳児までの児童も、市町村民税の非課税世帯のみ無償化の対象となります。
・保育所・幼稚園・認定子ども園などに入所している児童が２人以上の場合は、保育所等保育料は２番目のお子さんは通常の半額、３番目のお子さんは無料となります。
・同一世帯に１８歳未満（令和７年４月１日時点）の児童が３人以上いる場合、３番目以降のお子さんの保育料は、無料となります。（保育料階層区分　第７階層、第８階層を除く。）
・申込後や入所後に婚姻・離婚や同居家族の変更等の世帯状況に関する変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。
　※世帯状況に変更が生じた翌月から、保育料の変更が生じる場合があります。
・失業等で大幅な収入減のため保育料の納付が困難になった場合、保育料の分納等の措置を受けられる場合がありますので役場健康福祉課までご相談ください。
・山都町の保育所等の保育料につきましては、納付書にて役場窓口や金融機関でお支払いをされるか、口座振替でのお支払いになります。
・副食（おかず）費については、町内外の私立園は直接園に、公立保育園については今までどおり口座振替か専用納付書でお支払いいただきます。私立園についての支払い方法は、各園にお尋ねください。

退所について

以下の場合には、原則、保育所等を退所していただきます。
・求職活動で９０日以内に就労先が決まらなかった場合
・保育の必要性がなくなった場合
・支給認定申請及び施設利用申込に虚偽があることが判明した場合
・無断欠席が続いた場合
・町外へ転出した場合（２日から３１日の間に転出された場合、転出日の属する月の末日までは通園可能です。）
・期限までに必要書類の提出がない場合